

宝塚市障害者差別解消に関する条例(案)への意見募集について

1 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）とは

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。本市は、平成11年に「シンシアのまち宝塚」を宣言し、全国に先駆けて、身体障害者補助犬支援事業に取り組むなど、人にやさしいまちづくりを推進してきました。しかしながら、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、情報、防災など様々な場面で障害のある人への差別が依然として存在しています。

そのため、本市においては、障害を理由とする差別の解消に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害がある人の人権を尊重し、障害の有無に関わらず、住みよい地域社会を実現することがこの条例の目的です。

2 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）策定の経過

この条例（案）の策定にあたり、平成27年（2015年）10月、市社会福祉審議会に条例策定に関し諮問し、知識経験者、市内の公共的団体等の代表者、民生委員、福祉団体の関係者、関係行政機関の職員、公募による市民、臨時委員の合計19人の委員で5回（小委員会3回を含む）の審議が行われました。

3 意見募集の目的

宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、条例（案）に市民の皆様からの御意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）に対する意見募集
- ② 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）の概要
- ③ 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）
- ④ 別紙「意見提出用紙」

4 宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）の公表方法について

市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）の健康福祉部福

社推進室障害福祉課のページのほか、市役所障害福祉課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センターで公表しています。

5 意見の募集期間

平成 28 年（2016 年）8 月 8 日（月）から平成 28 年（2016 年）9 月 7 日（水）まで

6 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に、氏名、住所、電話番号、市内に在勤・在学の方は会社名・学校名などを明記し、条例案に関する御意見を記載したうえで、市役所障害福祉課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内に御提出ください。ただし、郵送の場合は、平成 28 年（2016 年）9 月 7 日必着とします。

なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

手話により意見を提出する場合は、以下の市役所健康福祉部福祉推進室障害福祉課へ御連絡ください。

また、提出いただいた御意見に対し、個別の回答はしませんので御了承ください。

7 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）「市役所健康福祉部福祉推進室障害福祉課」

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

（障害福祉課は市役所G階です。）

8 意見の公表方法

御提出いただいた御意見（パブリック・コメント）については、個人、法人などの権利利益を害するおそれのある情報（住所、氏名等）を除き、その全体を取りまとめた上で、御意見の採否及び市の考え方とともに、市ホームページで公表するほか、市役所障害福祉課（G階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センターで配布します。